

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

医療、福祉、介護、年金など社会保障の連続改悪など構造改革により格差と貧困がいつそう拡大し、国民のいのちと暮らしが脅かされ、介護殺人など悲惨な状況が後を絶ちません。

医療や介護の連続した負担増とあわせ、2008年4月から始まった「高齢者は早く死ぬ」と言わんばかりの後期高齢者医療制度に対し「廃止せよ」の怒りの声が広がっています。

さらに、施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険も来年3回目の見直しを実施されますが、政府は介護保険料の引き上げやサービスの制限を一層すすめるようとしています。そのうえ社会保障の財源を消費税増税で賄おうとしています。

私たちは、各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、国の悪政から住民のいのちと健康、暮らしを守る砦としての役割をはたしていくために以下の事項について改善をお願いします。

【陳情事項】

【1】 憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

(回答) 法の趣旨にのっとり、社会福祉の充実に努めております。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①介護保険料について

ア. 2009年度の保険料は引き下げてください。

(回答) 現在計画を策定中です。

イ. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

(回答) 現行の減免制度を更に拡充することは、考えておりません。

②利用料について

ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。

(回答) 現行の減免制度をさらに拡充することは、考えておりません。

③要支援、要介護1の軽度の認定者に対し、訪問介護、福祉用具など必要なサービスを制限なく利用できるようにしてください。とくに、同居家族がいる場合の生活援助や院内介助などの利用を一律に制限しないでください。

(回答) 特に考えておりません。

④特別養護老人ホームの建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてが利用できるようにしてください。

(回答) 利用者と供給量とのバランスを見ながら、今後も県の指導を仰ぎ検討していきます。

⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

(回答) 研修については、積極的参加を呼び掛けています、また介護支援専門員の連絡会を実施し情報交換の場としています。また、賃金等については、特に考えておりません。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

(回答) 会食方式は考えておりません。

②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老パスや地域巡回バスなどの外出支援

(回答) 外出支援として、タクシーの初乗り分の支援を実施しています。

イ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

(回答) 特に考えておりません。

(3) 障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

(回答) 特に考えておりません。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

(回答) 個別送付は、考えておりませんが、要介護1以上の方に、認定結果通知とともにお知らせしています。広報等で周知。

2. 高齢者医療の充実について

①福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度については、ひとり暮らし非課税者を対象とするとともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。

(回答) ひとり暮らし高齢者の方については、これまでどおり町単独事業で対象としております。70歳以上の高齢者については、実施しておりません。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないください。

(回答) 支払う能力があるにも拘わらず、滞納している方に対して発行するものであり、むやみには発行しないと聞いております。

③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

(回答) 現在のところ適用する考えはありません。

④人間ドック、温泉など保養施設、文化・スポーツ施設の補助制度・利用割引など国保加入者への保健・福祉施策事業については、後期高齢者にも適用してください。

(回答) 広域連合には、会議など機会を捉え要望したいと考えます。

3. 子育て支援について

①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

(回答) 20年4月から、こどもの入・通院費の無料化を共に中学校卒業まで拡大し、現物給付で実施している。

②妊産婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。

(回答) 産前健診の無料回数は、昨年10月から7回に拡大しました。さらなる公費負担の拡大及び産後健診の実施は考えておりません。

4. 国保の改善について

①保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、

減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

(回答) 低所得者の方には、7・5・2割軽減を行っており、保険税を納付しやすいよう軽減措置を行っております。また、19年度は国保税の見直しを行い、所得割6%から5%に引き下げを行った。20年度については、後期高齢者支援金が創設されたが、全体では19年度の税率維持を図った。

イ. 就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

(回答) 国民健康保険法、地方税法等により規定されております。

ウ. 前年所得が、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。

(回答) 減免制度については、条例施行規則で定めていますが、現在のところ拡充の考えはありません。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

(回答) 減免制度については、条例施行規則で定めていますが、現在のところ拡充の考えはありません。

②保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、義務教育修了前の子どもがいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。

(回答) 滞納者に正規の保険証を交付することは、税の公平性を損なう恐れがあります。

納税される被保険者に負担がかからないよう滞納者には短期保険者証を交付し、直接本人と会う機会を持ち収納に努めたいと考えます。また、義務教育修了前の子どもがいる世帯などについては、配慮し交付しておりません。

イ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

(回答) 納税相談などを通して、生活実態の把握に努めております。また、差し押さえなど制裁行政は行っておりません。

③65～74歳の保険料(税)の年金天引きは、行わないでください。

(回答) 要件はありますが、申し出された方には年金ではなく、これまでどおり口座振替で納付していただくよう手続きを行っております。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。

(回答) 減免制度については、条例施行規則で定めていますが、現在のところ拡充の考えはありません。

5. 障がい者施策の充実について

①通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にある資産要件を撤廃してください。

(回答) 特に考えておりません。

②補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。

(回答) 補装具の利用者負担軽減は、考えておりません。

地域生活支援事業は、日常生活用具を除く、移動支援・地域活動センター等の上限を1つにしています。

③第2期障害福祉計画の策定にあたって、地域の障害者・家族、居宅介護事業者・施設関係者等の実状を十分に聴くとともに、実態にあった住民参加の計画づくりにしてください。

(回答) 障がい者に対してアンケート、関係団体と町内企業にヒアリングを実施しています。

6. 健診事業について

- ①特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。
(回答)①特定健診は、健診レベルを維持するため詳細項目も受診者全員に実施することから、自己負担金ありとしております。来年度についても、管内市町と同一歩調で検討しています。他の健診の自己負担金の無料化は考えておりません。
- ②特定健診及び歯周病健診は、今年度から5か月間に期間延長しました。がん検診の実施期間は9か月間で概ね通年実施となっております。
- ③特定健診、歯周病健診は個別医療機関委託で、がん検診は医療機関委託と集団健診を併用し実施しております。
- ④歯周疾患検診については、年1回無料で受けられるようにしてください。少なくとも40・50・60・70歳の検診は必ず実施してください。
(回答)来年度も、40歳から70歳までで5歳毎の節目年齢の方を対象に、自己負担金500円で実施予定です。

7. 地方税の徴収について

- ①地方税の年金天引きを行わないでください。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。
- ②後期高齢者医療制度は廃止してください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。
- ④子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の健診制度の補助金を復活・拡充してください。また、現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。
- ⑤消費税の引き上げは行わないでください。
- ⑥社会保障費自然増分2200億円の削減をやめてください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。
- ②福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象に、ひとり暮らし非課税者を復活してください。
- ③後期高齢者医療制度へ県として一般財源を投入してください。
- ④子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。
- ⑤削減した国民健康保険への県の補助金を元にもどし、増額してください。
- ⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。
- ⑦2007年4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃するなどさらなる軽減策をとってください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県の一般財源を繰り入れて、保険料を引き下げてください。

- ②低所得者に対する独自の保険料減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④受診中の75歳以上高齢者についても健診を保障し、希望者全員が受けられるようにしてください。
- ⑤後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会(仮称)を設置してください。

以上